

令和7年度

# 八尾きらり 八尾市景観資源募集

募集テーマ

## 「昭和の建築物」



景観資源とは・・・？

道路等の公共の場所から望見することができるもので、本市の良好な景観形成に寄与する建築物などを言います。

掲載の写真は全て解体された八尾市内の建築物です。あなたが愛着を感じ誇るべき八尾市の景観資源が未来に継承されるよう、現存するあなたの大切な景観資源をぜひご応募下さい

### 応募資格

- ・個人・団体問わずどなたでも応募可能
- ・建築物の所有者以外からの応募（他薦）も可能
- ・一人何件でも応募可能



### 募集期間

10/1～11/30

ホームページ

電子申請



問い合わせ先 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市都市整備部 都市政策課 都市景観係

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail：[toshiseisaku@city.yao.lg.jp](mailto:toshiseisaku@city.yao.lg.jp)



## 令和7年度「八尾きらり（八尾市景観資源）」募集要項

### 1. 募集の目的

「八尾きらり（八尾市景観資源）登録制度」は、八尾らしい良好な景観をつくり出している景観資源を本市が誇るべき「八尾きらり（八尾市景観資源）」として登録し、市内外の方々へその魅力を発信するとともに、未来に継承していくための制度です。

景観資源の募集を通じて、八尾の景観を再認識していただき、より一層愛着と誇りを持てる魅力あふれる景観づくりにつなげたいと考えています。

令和7年度については、昭和100年という節目の年であり現存する昭和レトロな景観をつくり出している建築物を皆様から公募し、八尾きらりとして登録することにより、八尾らしい景観の魅力発信や景観の取組みに関する周知啓発に活用していきます。

皆様がこれからも残していきたいと思う、昭和の建築物をご紹介ください！

### 2. 募集テーマ

「昭和の建築物」

<要件>

以下の5つの要件すべてを満たすもの

- ①昭和時代に建築されたもの
- ②地域の良好な景観形成に寄与している  
またはシンボルとなっている
- ③道路などの公共空間から望見できる
- ④老朽化が著しくなく適切に管理されている
- ⑤現存する建築物である

過去の登録物件  
(古民家)はこちら  
をご覧ください



### 3. 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）まで  
（郵送の場合は11月30日の消印有効）

### 4. 応募資格

- ・どなたでも応募可能（個人・団体は問わず）
- ・建築物の所有者以外からの応募（他薦）も可能
- ・1人何件でも応募可能

### 5. 応募方法

応募用紙に必要事項を記載の上、窓口・FAX・郵送・Eメール・電子申請システムのいずれかで応募してください。（電子申請システムの場合は応募用紙不要です。）

<窓口>

市役所西館3階都市政策課、八尾市まちなみセンター

### 6. 登録の流れ

応募 → 要件チェック → 八尾市景観審議会での審査

→ 所有者の意向確認・同意取得 → 登録

登録された物件は令和8年秋頃に八尾市のHPなどで発表予定です。

### 7. その他注意事項

- ・過去のテーマで応募があったもの（昭和20年以前の古民家）は今回の対象から除外させていただきます。
- ・応募者の個人情報、本事業の目的以外には使用しません。
- ・応募された書類、写真は返却しません。また著作権についてはその全部を八尾市へ譲渡があったものとして取り扱いさせていただきます。
- ・応募のあったものすべてを景観資源として登録するものではありません。